

# 死亡届

## ○死亡届

死亡したとき、市区町村の役所に出す届け出のことで、

日本に居住する外国人も、日本国内で死亡したときは、戸籍法の規定に基づいて死亡届を出してください。

死亡届のほかに、亡くなった人の在留カード等を、所轄の入国管理局に返納します。

死亡したときは、本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館または領事館にお尋ねください。

(1) 届け出る期間：死亡の事実を知った日から7日以内。火葬する前に、届け出てください。

(2) 届け出る人：親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、後見人など。

(3) 届け出先：死亡した所か、届出人の住所がある所の市区町村の役所

西宮市では

西宮市役所市民第1課

戸籍担当

0798-35-3128

(4) 必要書類

①死亡届書(病院などで交付されます。死亡診断書と同一書式)

②死亡診断書(死亡したとき、死亡届書に医師の証明を受けたもの)

③届け出人の印鑑(印鑑を持っていない人は、本人の署名でも可能です)

④後見人、補佐人、補助人及び任意後見人が届ける場合は資格を証明する登記事項証明書または裁判所の  
謄本

※注 市区町村によって、申し込み先、申し込み方法、サービスの種類、名称が違うことがあります。  
詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。